

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団

2022 年派遣留学奨学生募集要項

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、次のような学生を支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ 日本文化をはじめ、異文化理解など国際交流に努める者
- ・ 地域交流、ボランティア活動など社会貢献に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者

書類受付締切： 2022 年 1 月 5 日（水） 消印有効

I. 応募資格

文部科学省所管大学に在籍し、大学間交換プログラムにより対象国の大学への留学を希望する日本国籍を有する学生で、以下の条件をすべて満たすものであること

対象国

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナム

- ① 国際理解と親善に関心を持っていること
 - ② 他の奨学金又はこれに類する金品を受給していないこと(貸与奨学金及び学費免除は可)※
 - ③ 学内の特別プログラム等で、用途自由な金銭を受給していないこと※
 - ④ 奨学生として採用された後、異文化交流を目的とする当財団の交流会に必ず出席できること
(留学の前後 6 回及び帰国報告会)
 - ⑤ 協定大学に在籍する学生であって、協定プログラムで定められた対象大学での履修期間が 6 ヶ月以上かつ 2 セメスター以上であること
 - ⑥ 2022 年 9 月末までに留学を開始すること
 - ⑦ 在籍大学における直近までの学業成績が GPA3.0 相当(4.0 満点中)以上の者
 - ⑧ 留学先での勉学・研究に支障のない語学力を有すること
 - ⑨ 留学先国で就業又は居住している親がいないこと
 - ⑩ 帰国後、SATOM として財団の交流活動やネットワーク構築等に積極的に協力できること
(SATOM とは当財団の卒業生の総称です)
- ※ 応募時に奨学金や学内の特別プログラムで金銭等を受給している場合であっても、当財団の奨学金支給開始時に、受給が終了している場合は応募できます。

II. 奨学金等

1. 奨学金 月額 80,000 円
ただし、留学先国がシンガポールの場合は、月額 120,000 円
渡航月及び帰国月の奨学金は週割計算
2. 渡航費等 250,000 円 (往復航空券、空港施設使用料等)
3. 交換留学一時金 100,000 円 (予防接種費用等)
4. 保険料及び海外安全危機管理サービス費
150,000 円を限度とする実費
5. その他 ダブルディグリープログラム留学で学位取得の際は、帰国後登録料を支給

III. 支給期間・支給方法

1. 奨学金の支給対象期間は、2022 年 4 月以降、留学対象国に入国した日から履修期間(協定プログラムで定められた対象大学の在籍期間)を終え、当該国を出国する日まで「履修期間」+「履修前後の準備期間 合計 30 日」を超えない範囲とします。
協定プログラム開始前に現地で語学学校に通う場合、その通学期間は「履修前後の期間 30 日」に含めます。
2. 支給方法 2ヶ月毎、2ヶ月分を本人名義の日本国内金融機関口座振込

IV. 募集人員

10～15 名

V. 書類受付締切

2022 年 1 月 5 日(水) 消印有効

VI. 応募方法

応募者は、2022 年 4 月時点に在籍する大学の留学生課を窓口として、応募書類を当財団宛に郵送にて提出してください。(※は当財団所定用紙使用)

- ① 申請書 (2 枚) ※別紙① 自筆
- ② 指導教員推薦書(厳封) ※別紙②
- ③ エッセイ (1 枚) ※別紙③ 自筆
- ④ 留学計画書 ※別紙④ 自筆
- ⑤ 経費計画書 ※別紙⑤ 自筆
- ⑥ 研究計画書 (2022 年 4 月時に大学院在籍学生のみ提出) A4 サイズ 1 枚、ワープロ可
- ⑦ 在学証明書
- ⑧ 学業成績証明書(大学院生は、学部から直近までの学業成績証明書要)
- ⑨ 大学間交流協定書の写し
- ⑩ 応募者の留学スケジュール(履修の開始及び終了予定時期、帰国時の HOME 大学の学年及び卒業予定時期等) A4 サイズ 1 枚、ワープロ可
- ⑪ アカデミックカレンダー

VII. 選考及び結果発表

書面選考及び面接選考

- ・ 書面選考の結果は、2月中旬に留学生課宛てに通知します。
- ・ 面接選考は2月26日(土)又は27日(日)に東京にて実施予定。
- ・ 面接選考での自己PRは英語で行います。
- ・ 面接選考の結果は、3月中旬までに留学生課宛てに通知します。
- ・ 「認証式」(2022年4月予定)

疫病や自然災害等で面接選考ができない場合は、書面により選考し、合格発表日を延期することがあります。その場合は、面接選考日の2日前までに大学の留学生課宛に通知するとともにその後の措置を財団ホームページに掲載しますので、応募者は必ず財団ホームページにて最新情報を確認してください。

VIII. 留意事項

1. 派遣留学奨学生が以下のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがあります。
(「奨学生規則」を当財団ホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)で事前に確認してください)
 - ① 留学期間中に無断で帰国した場合
 - ② 交流会を無断で欠席した場合
 - ③ 「生活報告書」その他提出物を期限内に提出しなかった場合
 - ④ 指導教員から修学または研究の継続が不相当とされた場合
 - ⑤ 学業成績が不良の場合
 - ⑥ 休学・転学の場合
 - ⑦ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合
 - ⑧ 財団の名誉を傷つける行為をした場合
2. 合格時点で派遣先大学の承認を得られていない場合は仮合格として、その後、承認を得られなかった場合には合格を取り消します。
3. 「HOST大学の入学許可証(写し)」を入手次第、HOME大学を通して提出してください。
4. 所定の様式のある申請書、計画書等はすべて自筆で記入してください。

《応募資料送付先》

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 派遣留学係

〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-1 田町ステーションタワーN

TEL:03-6435-3388

FAX:03-6435-3165

E-mail: sisf@sato-global.com